○外務省令第六号

外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）及び外務省組織令（平成十二年政令第二百四十九号）を実施するため、外務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

外務大臣　岸田　文雄

外務省組織規則の一部を改正する省令

外務省組織規則（平成十三年外務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（国際安全・治安対策協力室、国際平和協力室、海上安全保障政策室、宇宙室及びサイバー政策室）	（国際安全・治安対策協力室、国際平和協力室、海上安全保障政策室及び宇宙室並びに企画官）
第十二条　安全保障政策課に、国際安全・治安対策協力室、国際平和協力室、海上安全保障政策室、宇宙室及びサイバー政策室を置く。	**第十二条**　安全保障政策課に、国際安全・治安対策協力室、国際平和協力室、海上安全保障政策室及び宇宙室並びに企画官一人を置く。
［2～9　略］	［2～9　同上］
10　サイバー政策室は、次に掲げる事務をつかさどる。	10　企画官は、命を受けて、安全保障政策課の所掌事務のうち重要事項についての企画及び立案に参画する。
一　日本国の安全保障に係る基本的な外交政策のうちサイバーに関するものの企画及び立案に関すること。	［項を加える］
二　前号に掲げる事務に関連する外交政策に関する事務を総括すること。	（企画官）
11　サイバー政策室に、室長を置く。	**第十三条**　国連政策課に、企画官一人を置く。
第十三条　削除	2　企画官は、命を受けて、国連政策課の所掌事務のうち重要事項についての企画及び立案に参画する。
（官民連携推進室及び企画官）	（企画官）
第三十四条　政策課に、官民連携推進室及び企画官一人を置く。	**第三十四条**　政策課に、企画官二人を置く。
2　官民連携推進室は、日本国民の海外における法律上又は経済上の利益その他の利益の保護及び増進に関する事務（対外経済関係に関するものに限り、他課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。	［項を加える］
3　官民連携推進室に、室長を置く。	3　官民連携推進室に、室長を置く。
4　企画官は、命を受けて、政策課の所掌事務のうち重要事項についての企画及び立案に参画する。	4　企画官は、命を受けて、政策課の所掌事務のうち重要事項についての企画及び立案に参画する。
（領事サービス室及びハーグ条約室並びに企画官）	（領事サービス室及びハーグ条約室並びに企画官）
第四十六条　政策課に、領事サービス室及びハーグ条約室並びに企画官二人を置く。	**第四十六条**　政策課に、領事サービス室及びハーグ条約室並びに企画官一人を置く。
［2～5　略］	［2～5　略］
6　企画官は、命を受けて、政策課の所掌事務のうち重要事項についての企画及び立案に参画する。	6　企画官は、命を受けて、政策課の所掌事務のうち重要事項についての企画及び立案に参画する。
（安全保障情報特別研究官及び情報分析官）	（情報分析官）
第四十九条　外務省に、安全保障情報特別研究官一人及び情報分析官三人を置く。	**第四十九条**　外務省に、情報分析官三人を置く。
2　安全保障情報特別研究官は、命を受けて、国際情報統括官のつかさどる職務のうち、安全保障について、極めて高度の専門的な知識経験に基づく研究を行うことにより、国際情勢に関する情報の収集及び分析に関する企画及び立案の支援を行う。	2　情報分析官は、命を受けて、国際情報官の職務のうち国際情勢に関する重要事項についての調査及び分析に関するものを助ける。
3　情報分析官は、命を受けて、国際情報官の職務のうち国際情勢に関する重要事項についての調査及び分析に関するものを助ける。	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

○財務省令第九号

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、国家公務員共済組合法施行規則及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎